

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

MAY 27TH 2020

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 全人代開幕 2020 年の成長率目標設定せず より積極的な財政政策で雇用・民生を保障
- 2019 年都市部の平均賃金 全体で前年比 9.8% 増 外資系は 7.3% 増

【産 業】

- 4 月の 70 大中都市住宅価格 前年比でやや下落傾向 前月比では上昇傾向に転じる

■ RMB REVIEW

- 強まる米中の対決姿勢

■ EXPERT VIEW

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と契約の履行・解除

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆全人代開幕 2020年の成長率目標設定せず より積極的な財政政策で雇用・民生を保障

3月5日から延期となっていた第13 期全国人民代表大会(全人代:日本の国会に相当)第3回会議が5月22日から28日までの会期で北京にて開催された。

李克強首相は会議の初日に「政府活動報告」を行い、2020年の経済運営方針を発表した。新型コロナウイルスの感染拡大や経済・貿易を巡る情勢は不確定性が高く、今後の発展予測が困難な要因に直面しているため、成長率目標は設定しないとした一方、雇用維持を財政・金融・産業等の政策決定の最重要目標と位置付け、財政、金融、雇用等に関する具体的な数値目標を示した(図表1)。財政出動で雇用の確保と民生の保障に重点的に取り組むことで安定した経済運営を目指し、2020年に「小康社会(ややゆとりのある社会)」を全面的に実現するという目標達成に努めるとした。

【図表1】2019年と2020年の主要経済指標目標比較>

項目	2019年		2020年
	目標	実績	目標
国内総生産(GDP)成長率	6.0%-6.5%	6.1%	設定せず
消費者物価上昇率(CPI)	3.0%前後	2.9%	3.5%前後
マネーサプライ(M2)伸び率	(GDP名目成長率と均衡する水準)	8.7%	(前年水準を明らかに上回る)
輸出入総額伸び率	(安定維持、質の向上)	▲1.0%	(安定維持、質の向上)
財政赤字の対GDP比	2.8%	-	3.6%以上
都市部新規雇用者数	1,100万人以上	1,352万人	900万人以上
都市部登録失業率 ^(注)	4.5%以下	3.6%	5.5%前後
都市部調査失業率 ^(注)	5.5%前後	5.2%	6.0%前後

(出所) 中国政府発表データを基に作成。

(注) 都市部登録失業率: 都市戸籍者の失業率。都市部調査失業率: 農村戸籍者等を含む失業率。

「6つの安定」と「6つの保障」で経済を安定運営

経済運営については、内外情勢が複雑化する中、政府は国内の安定運営を一層重視する姿勢を示し、2018年夏以降の米中貿易摩擦の激化を受けて打ち出された「6つの安定(雇用、金融、貿易、外資、投資、景気見通しの安定維持)」の運営方針を維持するとともに、「6つの保障(雇用、基本的生活、市场主体(企業、個人事業主等)、食糧エネルギーの安全、産業チェーン・サプライチェーンの安定、政府末端の行政運営の保障)」を方針に加えた。今年の成長率目標設定の見送りは、中央・地方政府が「6つの安定」と「6つの保障」に集中して取り組める環境づくりのためでもあるとした。

大規模な財政出動で雇用・民生を保障

財政政策については、より積極的かつ効果的なものとする必要があるとし、3兆6,000億元規模の財政出動の上積み案を示した。具体的には、財政赤字の対GDP比率を昨年の2.8%から3.6%に引き上げ、財政赤字規模を昨年比1兆元増加の3兆7,600億元とすること、新型コロナウイルス対策として1兆元規模の特別国債を発行すること、地方のインフラ建設のための地方政府专项債(レベニュー債)の規模を1兆6,000億元増加して3兆7,500億元とすることを挙げ、財政資金を雇用の維持と民生の保障分野に充てるとした。

雇用維持を最優先に

雇用政策については、「あらゆる手段」を尽くして新規雇用を創出するとした。雇用に関する今年の数値目標のうち、都市部新規就業者数は前年実績を下回る 900 万人以上、都市部調査失業率と都市部登記失業率はいずれも前年実績を上回り、それぞれ 6%前後、5.5%前後と、足元の経済情勢に合わせて設定した。(図表 1)。

穏健な金融政策の維持

金融政策については、「穏健な金融政策」をさらに柔軟に運用するとしている。具体的には、預金準備率と金利の引き下げ、マネーサプライ(M2)と社会融資規模の伸び率が前年水準を明らかに上回ることを目標に挙げた。また、企業の円滑な資金調達に向けて、実体経済への資金供給ツールを刷新することにも言及した。

なお、「政府活動報告」は、上記の目標・方針に基づき、以下のような具体的な措置を挙げている(図表 2)。

【図表2】「政府活動報告」で示された主な具体的政策

有効な投資の拡大
・「新型インフラ建設」の強化。次世代情報ネットワークの整備、5G応用の拡大、新エネルギー車の普及 ・「新型都市化建設」の強化。農村部に隣接する県級都市の公共施設・サービスの整備、都市部老朽化住宅地の改造 ・交通・水利等に関わる「重要プロジェクト建設」の強化。国家鉄道建設用資本金を1,000億元増加
貿易の安定促進
・輸出信用保険の適用範囲の拡大、輸出向け商品の国内販売転換の支援 ・越境EC等の新業態の発展加速、国際貨物輸送能力の向上 ・輸入の拡大、第3回中国国際輸入博覧会の開催
消費の拡大
・飲食、ショッピングモール、文化、観光、家事代行などの生活サービス業の復興支援 ・オンラインとオフラインの融合促進 ・介護・託児サービスの発展促進 ・農村消費の拡大、E コマースと宅配便の農村への普及の支援
企業向け支援策
・増値税率、社会保険料率の引き下げ措置の継続 ・新型コロナ対応としての各種減税、料金引き下げ措置の適用期限延長(2020年6月末→2020年末) ・中小零細企業・個人事業主の所得税納付猶予期限を来年まで延長 ・工業・商業用電気料金の5%引き下げ政策の適用期限を2020年末まで延長 ・データ通信回線の使用料金の15%引き下げ ・中小・零細企業の銀行借入元利払いの猶予期限を2021年3月末まで再延長
外資への市場開放拡大
・外資の市場参入ネガティブリストの大幅縮減、クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストの公布 ・自由貿易試験区の改革開放の拡大、海南自由貿易港の建設加速 ・中西部地区の自由貿易試験区、総合保税区の増設 ・サービス業の開放試行の増加

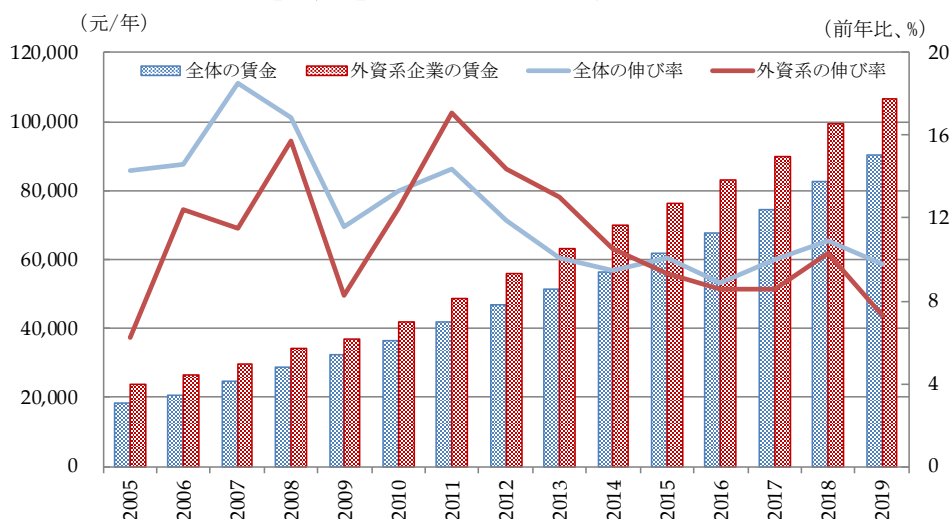
(出所) 中国政府発表データを基に作成

◆2019 年都市部の平均賃金 全体で前年比 9.8%増 外資系は 7.3%増

国家統計局は5月15日、2019年の都市部の非私営企業^(注)従業員の平均年間賃金が前年比+9.8%の90,501元と、上昇率は前年より1.1ポイント鈍化したことを発表した(図表1)。

(注)都市部の非私営企業(国有企業、集団所有制企業、株式会社、外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業等を含む)。
本調査は217.2万社、従業員1.7億人を対象とする。

【図表1】非私営企業の年平均賃金の推移



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

企業タイプ別では、外資系企業が前年比+7.3%の106,604元と、上昇率は前年から3ポイント鈍化した。賃金水準は引き続き首位を維持した一方、上昇率は中資系や香港・台湾・マカオ系より低く、5年連続で全体平均の伸びを下回った(図表1・2)。

業種別では、IT関連が前年比+9.3%の161,352元と、賃金水準は4年連続で首位だった。通信技術の進歩と応用拡大や、ネット通販の利用拡大が押し上げ要因となっているとした(図表3)。

【図表2】非私営企業賃金/企業タイプ別

登記分類	賃金 (元/年)	前年比 上昇率
全体平均	90,501	9.8%
外資系	106,604	7.3%
株式会社	103,087	10.5%
国有	98,899	10.5%
香港・マカオ・台湾系	91,304	11.3%

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表3】2019年非私営企業賃金/上位10業種>

業種	賃金 (元/年)	前年比 上昇率
全体平均	90,501	9.8%
IT	161,352	9.3%
科学研究・技術サービス	133,459	8.2%
金融	131,405	1.2%
衛生・社会サービス	108,903	11.0%
電力・エネルギー・ガス・水供給	107,733	7.6%
文化・スポーツ・娯楽	107,708	9.2%
教育	97,681	5.7%
交通運輸・倉庫・郵便	97,050	9.7%
公共管理・社会保障	94,369	7.3%
鉱山採掘	91,068	11.8%

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆4月の70大中都市住宅価格 前年比でやや下落傾向、前月比では上昇傾向に転じる

国家統計局は18日、4月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。新型コロナウイルス感染抑制が定着化し、需要が徐々に回復する中、住宅価格は若干上昇しつつ、全体的に安定しているとする見方を示した。

新築商品住宅について、前月比価格が上昇した都市数は前月の38都市から12都市増加して50都市に、下落した都市数は前月の22都市から11都市減少して11都市に、前月比横ばいは前月の10都市から9都市となった。(図表1)。

都市の規模別の上昇幅を見ると、一線都市^(注)は前月と同じ+0.2%、二線都市^(注)は+0.3%から+0.5%、三線都市^(注)は+0.2%から+0.6%と、いずれも上昇した(図表3)。上昇幅が大きかった都市は南京市(江蘇省)、唐山市(河北省)+1.8%、南充市(四川省)の+1.1%など、一方、下落幅が大きかった都市は牡丹江市(黒龍江省)の▲0.6%、合肥市(安徽省)の▲0.5%、貴陽市(貴州省)の▲0.4%などだった。

一方、前年同月比で価格が上昇した都市数は前月と同じ63都市、下落した都市数は前月の6都市から1都市増加して7都市と、下落都市数は増加が続いている(図表2)。

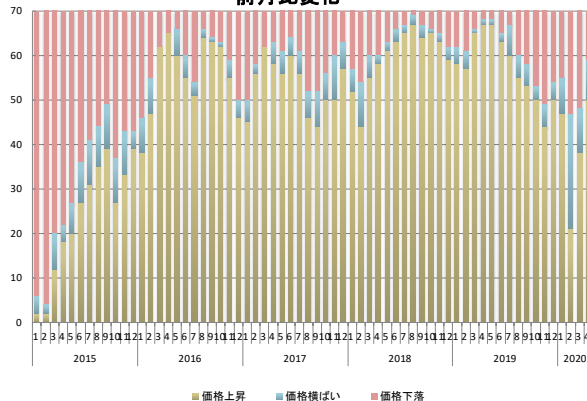
都市の規模別の上昇幅は、一線都市が前月の+3.3%から+2.9%、二線都市が+5.8%から+5.6%、三線都市が+5.3%から+5.1%といずれも前月比縮小が続いている(図表4)。上昇幅が大きかった都市は唐山市(河北省)の+14.7%、フフホト市(内モンゴル自治区)の+13.7%、銀川市(寧夏回族自治区)の+13.0%など、下落幅が大きかった都市は瀘州市(四川省)の▲3.8%、済南市(山東省)の▲3.2%、宜昌市(湖北省)の▲1.8%などだった。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市:省都、副省都都市を含む31都市

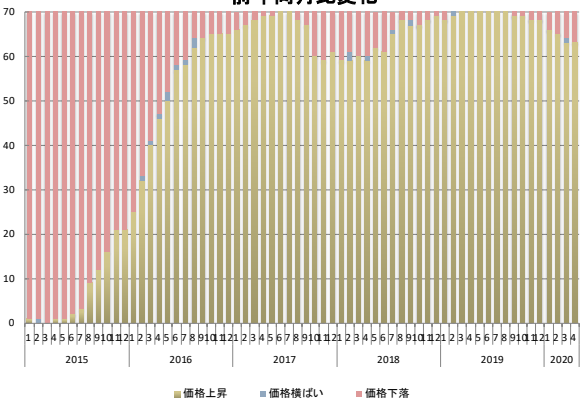
三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【図表1】70大中都市の新築商品住宅価格指数:
前月比変化



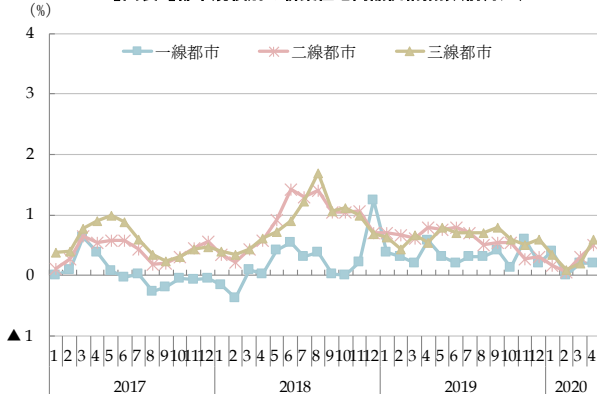
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表2】70大中都市の新築商品住宅価格指数:
前年同月比変化



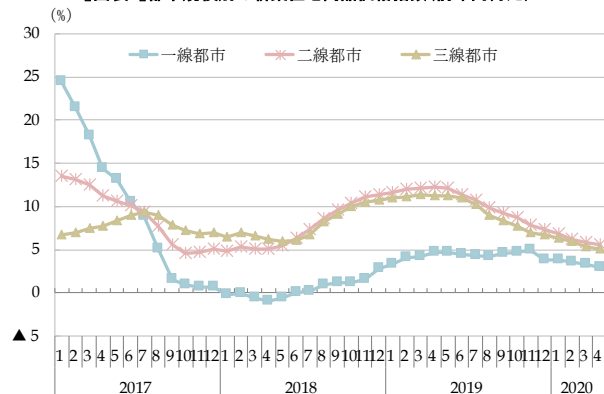
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表3】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前年同月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆強まる米中の対決姿勢

・今週(5/18～)のレビュー

今週の人民元(対ドル相場)は総じて軟調に推移した(第1図)。新型コロナウイルスを巡るトランプ大統領の中国批判などを背景に、週明け18日はリスク回避的なドル買いから始まったが、同日にワクチン開発の進展やEU復興基金の構想が報じられると、リスク回避的な思惑は和らぎ人民元買いへと反転。しかし、対米関係の緊迫化が悪材料として意識されると(詳しくは後述)、週末に掛けて人民元は下落。本日22日には1ドル=7.124人民元と約1ヵ月半ぶりの安値を記録している。なお、本日から開催される全人代に関しては、冒頭の政府活動報告が概ね想定された内容¹となったため、それ自体に対する市場の反応は限られた。

・米中関係は明に暗に悪化

足元、米中関係の悪化が続いている。19日にナスダックが新規株式公開(IPO)ルール of 厳格化²を発表したほか、20日には米議会上院が上場企業の監視を強化する法案³を成立させたが、いずれも暗に中国企業を狙った締め付けと言える。新型コロナの責任問題に絡めた批判も続いており、米国の強硬姿勢が俄かに目立っている。一方、中国政府は21日に香港への統制を強める国家安全法案の導入を協議すると発表し、全人代では同法案を審議する方針が確認された。

・新型コロナだけでなく米中問題も人民元安要因に

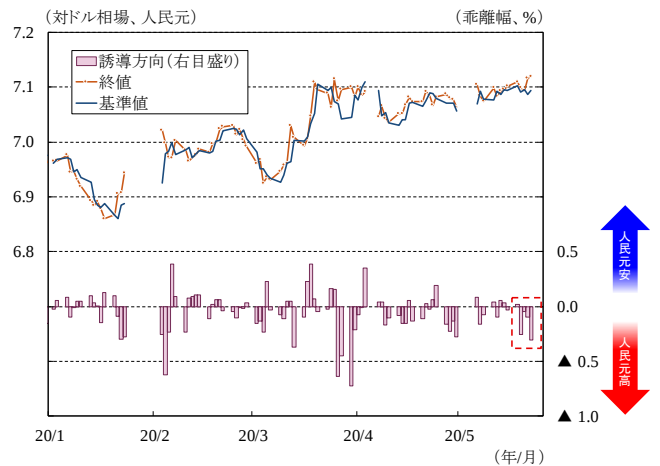
人民銀行が設定する人民元の基準値は、今週に入って人民元高方向への誘導が続いており、人民元に対する売り圧力の高まりが観察されている(第2図)。新型コロナを巡る不確実性もさることながら、目先は米中問題の混迷が人民元安要因として働くとする。

第1図：人民元



(資料)Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民銀行の誘導スタンス



(資料)Bloombergより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(5月22日作成) グローバルマーケットリサーチ

¹ 内外情勢の不確実性から、予想通り成長率目標の発表は見送られた。また、新型コロナからの復興に向けた財政・金融政策の方針に関しても、目新しさに乏しい内容と評価できる。
² 一部の外国企業に対して、2,500万ドル以上または時価総額の25%相当以上の資金調達を義務付ける。新ルールの適用は中国企業に最も影響を与えると考えられる。
³ 「外国企業説明責任法」では、上場する外国企業に対して外国政府の支配下でないことを証明するように求めるほか、上場企業会計監視委員会(PCAOB)による会計監査に関する点検を義務付ける。

MUFG BK CHINA WEEKLY (May 27th 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2020.05.18	7.1050	7.1015~ 7.1198	7.1133	0.0138	6.6337	0.0019	0.9178	0.0021	7.6932	0.0140	1.2066	3,013.88	7.0960
2020.05.19	7.1016	7.1009~ 7.1139	7.1069	-0.0064	6.6181	-0.0156	0.9169	-0.0009	7.7637	0.0705	1.2000	3,038.14	24.2630
2020.05.20	7.1010	7.0988~ 7.1100	7.1067	-0.0002	6.5992	-0.0189	0.9169	0.0000	7.7779	0.0142	1.3000	3,022.67	-15.4710
2020.05.21	7.1000	7.0955~ 7.1067	7.0998	-0.0069	6.5909	-0.0083	0.9163	-0.0006	7.7874	0.0095	1.1500	3,006.09	-16.5760
2020.05.22	7.1141	7.1132~ 7.1446	7.1416	0.0418	6.6419	0.0510	0.9200	0.0037	7.7897	0.0023	1.4750	2,949.33	-56.7620

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と契約の履行・解除

黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 包 香玉

<概要>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は不可抗力に該当するか→最高人民法院の指導意見等では、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不可抗力に該当しうるとの考えが示されているといえるが、実際の当事者が受けた感染拡大の具体的な影響、またそれがどの程度の影響を及ぼすものであるのかなどを総合的に判断した上で、不可抗力に該当するか（「予見不能、回避不能、克服不能」の要件を満たすか）の判断を行う必要がある。
- 不可抗力に該当する場合の効果はどのようなものか（免責、契約解除）→不可抗力により契約が履行不能となった場合、不可抗力の影響に応じて一部又は全部の免責を受けられ、また不可抗力により契約の目的が実現不可能となった場合には契約を解除できる。
- 不可抗力を主張する場合の手続はどのようなものか→不可抗力により契約が履行不能となった場合、相手方に通知し、かつ合理的な期限内に証明を提供しなければならない。また、不可抗力を理由とした契約解除を行う場合には、契約解除のための通知も行う必要がある。
- 企業の採るべき主なアクション→①資料収集、②収集した資料に基づく検討、③通知義務、証明提供義務の履行、④契約解除のための通知が挙げられる。

1、はじめに

本年2月に「新型コロナウイルス感染症の蔓延下における賃金の取扱い」とのテーマで、新型コロナウイルス感染症が中国の労使関係に与える影響について言及させていただきました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、中国から世界にその舞台を移し、その影響はより広範かつ深刻なものとなっています。

他方で、中国では徐々に経済活動が再開されており、これに伴い、ビジネスの現場でも既存の契約の履行状況や今後の対応などについての確認、検討がなされていくと思われます。その際、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不可抗力に該当するかが重要なポイントの一つになることは間違いありません。このため、本稿では、この点についての中国の司法機関の考え方、企業の採るべき具体的なアクションなどをご紹介します。

2、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は不可抗力に該当するか

まず、不可抗力について規定した中国の契約法¹第117条第2項は、「不可抗力とは、予見不能、回避不能、かつ克服不能な客観的状況を指す。」と規定しています。

このように定義される不可抗力に今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が該当するかについて、最高人民法院の指導意見、及び上海市の高級人民法院のコメントでは以下のとおり考えが示されています。

(1) 最高人民法院の指導意見

本年4月16日に最高人民法院が公布した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関わる民事事件の法に基づいた、適切な審理における若干の問題についての指導意見（一）」²（以下「本指導意見」という）第3条では、「感染症又は感染拡大防止措置の直接的な影響を受けて生じた契約紛争事件は、当事者において別段の約定があるときを除き、法律の適用に際しては、地域ごと、業種ごと、事件ごとの感染症の影響を総合的に考慮し、感染症又は感染拡大防止措置と契約履行不能との間の因果関係及び影響力の大きさを正確に把握し、以下の規則に従って処理しなければならない。

（一）感染症又は感染拡大防止措置の直接的な影響で契約が履行不能となった場合は、法により不可抗力の規定を適用し、感染症又は感染拡大防止措置の影響の大きさに応じて一部又は全部の責任を免除する。・・・（二）感染症又は感染拡大防止措置により契約の履行が困難になっただけである場合、当事者は、協議し直すことができる。・・・（三）感染症又は感染拡大防止措置により政府機関から補助金、租税公課の減免又は他者から援助、債務の減免を受けた等の状況が当事者に存在する場合、人民法院は、契約の継続履行の可否等に関わる事件の事実を認定する際の参考要素とすることができる。」と規定されています。

(2) 上海市高級人民法院のコメント

本年2月16日に行われた記者会見において、上海市高級人民法院の副院長は、「公平公正の原則を堅持し、契約解除の問題を慎重に処理する。感染拡大の影響により、契約の目的が実現不可能となり、又は契約の履行継続が当事者の一方にとって明らかに不公平であり、当事者が契約の変更又は解除を裁判所に求めた場合については、当事者の約定、感染拡大のフェーズ、感染拡大が当事者に対して実際に影響を及ぼす期間、程度などの要素を総合的に考慮して公平に処理する。・・・法に基づいて感染拡大防止措置を講じたことにより、契約の履行不能が生じた場合、予見不能、回避不能かつ克服不能な不可抗力に該当すると認定することができる。不可抗力事由を構成する非金銭債務については、法律に別段の定めがない限り、当事者は不可抗力の影響の程度に応じて、責任の

¹ 主席令第15号、1999年3月15日公布、同年10月1日施行

² 法発〔2020〕12号、2020年4月16日公布、同日施行

一部又は全部免除を主張することができる。不可抗力を構成しないものの、感染拡大の影響を受けて契約を履行することが当事者の一方にとって明らかに不公平であるときは、事情変更の原則を参照して処理することができる。」と示しています。

(3) まとめ

上記の最高人民法院の指導意見等では、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不可抗力に該当しうるとの考えが示されているといえます。

他方で、単純に感染拡大が不可抗力を構成しているとまでは言うておらず、最高人民法院は、地域ごと、業種ごと、事件ごとの感染症の影響を総合的に考慮し、感染症又は感染拡大防止措置と契約履行不能との間の因果関係及び影響力の大きさを正確に把握した上で、感染症又は感染拡大防止措置の直接的な影響で契約が履行不能となった場合は、法により不可抗力の規定を適用する旨を規定しており、上海市の高級人民法院は、当事者の約定、感染拡大のフェーズ、感染拡大が当事者に対して実際に影響を及ぼす期間、程度などの要素を総合的に考慮して処理がなされることを示しています。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抽象的に不可抗力に該当すると判断することはできず、実際の当事者が受けた感染拡大の具体的な影響、またそれがどの程度の影響を及ぼすものであるのかなどを総合的に判断した上で、不可抗力に該当するか（「予見不能、回避不能、克服不能」の要件を満たすか）の判断を行う必要があると考えます。例えば、ある時期、ある都市においてロックダウンが採用された場合、当該ロックダウンの措置は予見不能、回避不能、克服不能な客観的状況に該当すると考えられます。他方で、ロックダウンの措置が講じられていない都市の企業間での商品の取引は、感染拡大による他の規制や措置も受けていないようであれば、一概に感染拡大の影響による納入不能、履行不能とは主張できないと考えます。

2、不可抗力に該当する場合の効果はどのようなものか（免責、契約解除）

(1) 免責

契約法第 117 条では、第 2 項で前述のとおり不可抗力について定義するとともに、第 1 項で「不可抗力により契約が履行不能となった場合、不可抗力の影響に応じて責任を一部又は全部免除する。但し、法律に別段の定めがあるときはこの限りでない。当事者が履行を遅滞した後に不可抗力が発生したときは責任を免除することはできない。」と規定しています。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不可抗力に該当するケースでは、これによる契約の履行不能は、その影響に応じて一部又は全部が免責されます。例えば、契約を約定した期限どおりに履行することができない場合は履行期限を延長でき、履行遅滞については免責されます。

(2) 契約解除

また、契約法第 94 条第 1 項第 1 号は、「不可抗力により契約の目的が実現不可能となった場合、契約を解除することができる。」と規定しています。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不可抗力に該当するケースで、かつこれにより契約の目的が実現不可能となった場合には、契約の解除をすることもできます。

2、不可抗力を主張する場合の手続はどのようなものか

(1) 不可抗力が生じた場合の通知義務、証明提供義務

契約法第 118 条は、「当事者の一方は、不可抗力により契約が履行不能となった場合、相手方を与えるおそれのある損失を軽減するために、遅滞なく相手方に通知しなければならず、かつ合理的な期限内に証明を提供しなければならない。」と規定しています。

ア 通義義務について

このうち通知義務に関し、本指導意見第 3 条では、「感染症又は感染拡大防止措置により、契約義務が履行不能となった場合において、当事者がその遅滞なく通知する義務を果たしたと主張するときは、しかるべき証明責任を負わなければならない。」と規定し、通知義務及び義務を果たしたことの証明責任を負うことを強調しています。

イ 証明提供義務について

証明提供義務に関しては、中国国内取引契約又は国際貿易契約を問わず、中国国際貿易促進委員会にて不可抗力の事実に関する証明を発行してもらうことができます。もっとも、中国国内企業同士の国内契約については、中国国際貿易促進委員会にて不可抗力の事実に関する証明を発行してもらわずとも、証明資料として中国政府の措置等に関連する法規、規範性文書、関係運送機関の遅延、欠航証明等を提供すればよいと考えられます。他方で、国際貿易契約については、取引相手方が中国国外の者であり、中国国内の法規等及び関連状況がわからない、又は確認し難いため、中国国内の会社は、履行できない国際貿易契約についての不可抗力の事実に関する証明を中国国際貿易促進委員会に発行してもらうべきであると考えられます。申請にあたっての必要資料としては、①企業所在地の政府、機関が発行した証明/公告、②海運・陸運・空運における運送遅延、フライト遅延、キャンセルなどについての通知/証明、③輸出貨物売買契約書、貨物船腹予約協議書、貨物運送代理協議書、通関申告書などがあります。例えば、中国の中央・地方政府が操業開始の延期についての通知を公布したことにより契約の履行が阻まれた場合は、当該政府が公布した通知を提出する必要があります。上記の不可抗力の事実に関する証明の申請は中国国際貿易促進委員会のオンライン申請プラットフォーム (<https://www.rzccpit.com/>) において、オンラインで申請を行うことができます。なお、上海市では、感染拡大の影響を受けて国際貿易契約を期限どおりに履行できない又は

履行できない企業については、上海市国際貿易促進委員会による不可抗力の事実に関する証明の発行を支持するとされています（「感染拡大を全力で防止・抑制し、サービス企業の安定した健全な発展を支援するための上海市の若干の政策・措置の印刷・配布についての上海市人民政府の通知」³第27条）。

(2) 契約解除のための通知

契約法第96条は、「契約の解除を主張する場合、相手方に通知しなければならない。契約は通知が相手方に到達した時点から解除される。」と規定しています。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が不可抗力に該当し、またこれにより契約の目的が実現不可能となったことを理由に契約を解除したい場合には、不可抗力により契約が履行不能となったことを通知するとともに、契約解除のための通知も相手方に行わなければなりません。

3、企業の採るべき主なアクション

以上の内容を踏まえ、不可抗力の主張を行う必要がある企業の採るべき主なアクションとしては以下のものが考えられます。

(1) 資料収集

契約の履行が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う交通規制、出入国制限、隔離などの措置の影響を受けた場合、これらの不可効力を構成しうる事実に関連する資料を収集すべきです。これには主に、①流通、出入国の制限についての会社所在地の政府、機関の証明/公告等（所在地の政府、機関のオフィシャルウェブサイトで公表されている規範性文書等）、②海運・陸運・空運における運送遅延、フライト遅延、キャンセルなどについての通知/証明（関連の運送人が発行する遅延、キャンセルについての証明書等）が含まれると考えます。

また、③不可抗力の主張の対象となる契約書、及び関連する約定等が記載された客観的な証拠（メール等）についても収集しておく必要があります。

(2) 収集した資料に基づく検討

次に、実際に受けた感染拡大の具体的な影響、またそれがどの程度の影響を及ぼすものであるのかなどについて、収集した資料（客観的な証拠）に基づいて検討し、また不可抗力に該当するか（「予見不能、回避不能、克服不能」の要件を満たすか）を検討します。

(3) 通知義務、証明提供義務の履行

上記検討の結果、不可効力の主張を行うことを決定した場合には、不可抗力に関する通知を行い、

³ 滬府規〔2020〕3号、2020年2月7日公布、同日施行

また、中国国際貿易促進委員会等が発行した証明書を手方提供することになります（中国国内企業同士の国内契約については、中国国際貿易促進委員会等が発行する証明書を提供しない場合、中国政府の措置等に関連する法規、規範性文書等を提供することも可）なお、本指導意見にあるとおり、通知義務を果たしたことは通知する側が証明責任を負うこととなっていますが、中国には内容証明郵便の制度はありません。このため、実務では配達伝票に送付書簡の主旨の概要を備考欄などに明記することなどが行われています。

(4) 契約解除のための通知

さらに、不可抗力を理由とした契約解除についても行いたい場合には、契約解除のための通知を手方に行うことになります。

以上